

## 平成 28 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

## こども未来部 保育・幼稚園課

**1 保育料（利用者負担）の改定について**

長野市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会からの答申を必要とはされていませんが、本市においては、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえて、保育料を決定してきました。

**2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について**

保育所等の運営に要す費用（人件費・管理費・事業費）は、法律上、公費と保護者が負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を、保護者の所得に応じて負担し、残りを国、県、市で負担しています。なお、本市では子育て世帯の経済的負担に配慮し、保育所の保育料については、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

**3 これまでの審議経過について**

平成 26 年度までの旧制度における保育所の保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度における保育所の保育料設定では、国が、新制度においてもこれまでの保育料を基本的には据え置くこととしたことから、本市においてもこれまでの保育料を据え置くことを基本に、「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの料金を設定しました。

また、新たに設定した幼稚園の保育料については、新制度施行後も、新制度に移行する幼稚園と移行しない幼稚園が並存することから、それぞれの幼稚園を利用する保護者間での公平性を保つ観点などから、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担を新制度の保育料としました。

また、保育料の所得階層区分の算定根拠を、国基準の変更に合わせて、所得税額等から市町村民税所得割課税額等に変更しました。

なお、昨年度の審議過程で、保育所の保育料については、3 歳未満児と 3 歳以上児の料金の差や、所得階層区分間での所得に対する負担割合の差などを見直し、料金全体のバランスを整える必要があること、また、保育所と幼稚園の保育料の整合性について精査が必要であることなどの意見が出され、これらの課題については、国が新制度の完成を目指す平成 29 年度頃を目途に、抜本的見直しを行うことが適当との答申をいただきました。

**4 平成 28 年度の利用者負担（保育料）について**

国の保育料の改正状況を踏まえて、本市における来年度の利用者負担の見直しを検討することとしたい。

現在のところ、国において保育料改正の動きはありませんが、国の動向について注視してまいります。